

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 6 年 7 月 17 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 丸 山 章

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 監 査 の 種 類 | 定期監査 |
| 2 監 査 の 対 象 | 中央公民館、市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ、生活排水対策課 |
| 3 監 査 の 着 眼 点 | 収入事務等は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。 |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局 |
| 6 監 査 の 日 程 | 令和 6 年 5 月 1 日～7 月 11 日 |

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 2件

被監査課等	内容
中央公民館	○八千浦交流施設はまぐみ管理運営費、公民館管理運営費 事業全般にわたり、施設利用に係る申請・許可手続きや、使用料徴収における証拠書類の管理に対する不備を始めとして、収入及び支出の両方で多数の注意事項があった。これらのことは事務執行の基本をおろそかにしていることに起因するものであり、重大な事故につながるものが懸念されるものである。 改めて基本的な事項を確認し、規則等に則した厳正な事務処理が行われるよう徹底するとともに、所属全体で事務体制及びチェック体制の在り方を見直されたい。
市民交流施設 高田城址公園 オーレンプラザ	○市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ管理運営費 事業全般にわたり、財産収入の使用料の算出誤りや契約事務における手続きの不備を始めとして、収入及び支出の両方で多数の注意事項があった。これらのことは事務執行の基本をおろそかにしていることに起因するものであり、重大な事故につながるものが懸念されるものである。改めて基本的な事項を確認し、規則等に則した厳正な事務処理が行われるよう徹底するとともに、所属全体で事務体制及びチェック体制の在り方を見直されたい。

(2) 注意事項 32件

① 収入事務に関すること	12件
② 行政財産目的外使用に係る事務手続に関すること	2件
③ 行政財産貸付に係る事務手続に関すること	3件
④ 契約事務に関すること	8件
⑤ 検収事務に関すること	3件
⑥ 支出事務に関すること	1件
⑦ 契約・検収事務に関すること	1件
⑧ 事務執行に関すること	2件

(3) 要望事項 3件

- ① 電話使用料徴収の根拠について
- ② 施設利用中止分に関する申請書の受付及び使用料徴収の運用について
- ③ 複写機、印刷機及び私用電話料徴収の根拠について